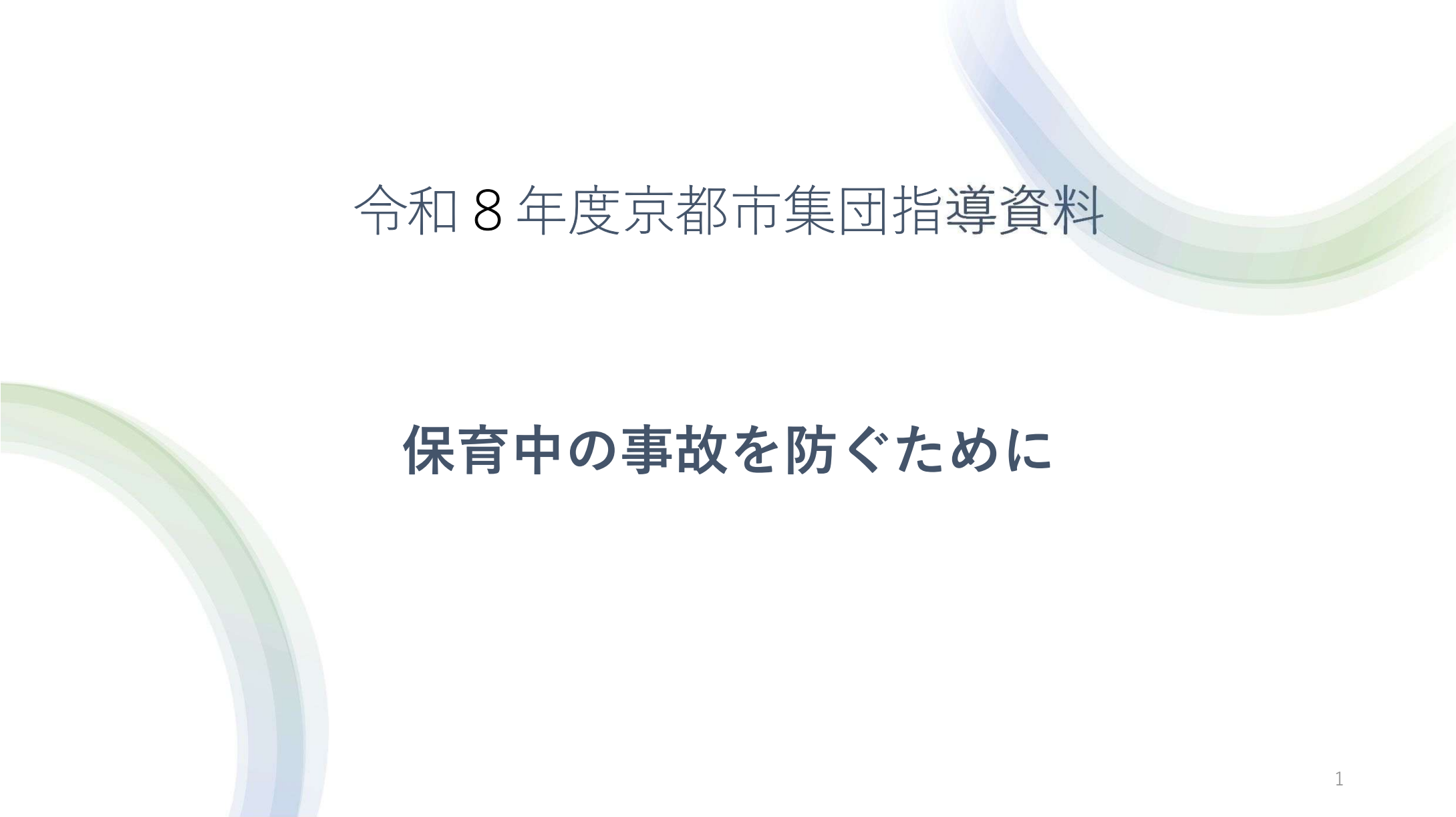




令和 8 年度京都市集団指導資料

保育中の事故を防ぐために

保育の場面ごとに注意すべきポイント

- 1 食事
 - 2 午睡
 - 3 屋外（散歩等）
 - 4 部屋での保育
-
- 5 万一の事故に備えて

1 食事

(1) 最近の事故事例

○東京都での死亡事故【誤嚥】

令和2年9月に、認定こども園で4歳児が給食中に直径3cmのブドウを喉に詰まらせて死亡

○愛知県での死亡事故【誤嚥】

令和3年6月に、認可外保育施設の1歳児がパンを喉に詰まらせて死亡

○愛知県での事故【誤食】

令和4年10月に、認可保育所で小麦粉や卵アレルギーのある3歳児に他の児童と同じパンプキンケーキを食べさせ、呼吸困難などで入院（集中治療室で治療を受け、後に回復）

○東京都での死亡事故【誤嚥】

令和4年11月に、認可外保育施設で1歳児がりんご（2cm四方、厚さ3mmほど）を喉に詰まらせて死亡

○鹿児島県での死亡事故【誤嚥】

令和5年4月に、認可保育園で0歳児がすりおろしたりんごを喉に詰まらせて死亡

○北海道での死亡事故【誤嚥】

令和6年10月に、認可保育園で1歳児が豚肉を喉に詰まらせて死亡

(2) 想定される事故

誤嚥、誤ったアレルギー対応（誤食）

(3) 事故防止対策

ア 誤嚥・窒息を防ぐためのポイント

- ・食事の内容や子どもの発達状況等を事前にしっかりと確認し、対応が必要な場合は保護者と共有する。
- ・常に食事中的見守りを怠らないようにする。
- ・詰まらせる危険のあるものは避けるか、食べやすい大きさに切る。

☆使用を避ける食材

- ・球形という形状が危険な食材（プチトマト、乾いたナッツ、豆類（節分の鬼打ち豆）、うずらの卵、あめ類、ラムネ、球形の個装チーズ、ぶどう、さくらんぼ）
- ・粘着性が高い食材（餅、白玉団子）
- ・固すぎる食材（いか）

☆0、1歳児は提供を避ける食材（咀嚼機能が未熟なため）

- ・固く噛み切れない食材（えび、貝類）
- ・噛みちぎりにくい食材（おにぎりの焼き海苔）

☆果物について

- ・りんごや梨は、離乳食完了期までは加熱して提供する。
- ・柿は、離乳食完了期まではりんごで代用する。
- ・無理に子どもの口に食べ物を詰め込みすぎない、適切に水分（汁物など）をとらせる。
- ・食べ物を確実に飲み込んだことを都度確認する（口の中に残っていないか）。
- ・食事中に眠くなっていないか、姿勢よく座っているかを注意する。
- ・全ての食材が、誤嚥につながる可能性があることを知っておく。

イ 誤ったアレルギー対応

- ・アレルギーについては、保護者の自己申告だけでなく、医師の診断書等で内容を確認して誤りのないように対応する。

※「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】

～施設・事業者向け 平成28年3月 厚生労働省」から

2 午睡

(1) 最近の事故事例

○福島県での死亡事故

平成30年12月に、認可外保育施設で0歳児が午睡中に心肺停止となり、その後死亡
(呼吸の確認が1時間に1回であった)

○沖縄県での死亡事故

令和4年7月に、認可外保育施設で0歳児が心肺停止となり、その後死亡

○宮崎県での死亡事故

令和5年3月に、認可外保育施設で0歳児が心肺停止となり、その後死亡

○和歌山県での死亡事故

令和5年7月に、認可外保育施設で0歳児が心肺停止となり、その後死亡

○東京都での死亡事故

令和5年12月に、認可外保育施設で0歳児が心肺停止となり、その後死亡

(2) 事故防止対策

- ・午睡中は常に子どもの横にいて様子を見ながら、5分ごとや10分ごと等、定期的に呼吸の確認を行う。

※呼吸状態だけではなく顔色や表情、布団が顔にかかっていないか等も留意して観察する。

観察結果を記録に残しておくことが望ましい。

- ・うつぶせ寝になっている場合は、仰向け寝に変える。（医師がうつぶせ寝を推奨している場合等を除く）

※顔だけでなくお腹も上向きに！

- ・柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。

- ・よだれかけ等は必ず外し、ヒモ、又はヒモ状のもの（例：布団カバーの内側のヒモ、ベッド周りのコード等）を近くに置かない。

- ・口の中に異物がないか、ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。

- ・保護者から、子どもの直近の睡眠の状況を聞いておく。（子どもの特徴を熟知していない初回の保育時等は特に注意が必要）

3 屋外（散歩等）

（1）最近の事故事例

○滋賀県（大津市）での死傷事故

令和元年5月に、散歩中で歩道にいた園児の列に車が突っ込み、園児2人が死亡、園児11人と保育士3人が重軽傷

○岡山県での死亡事故

令和3年10月に、認可保育園の園庭の遊具の柵に2歳児が首を挟まれ、意識不明に。その後死亡

○広島県での死亡事故

令和4年4月に、公立保育園の5歳児が園庭での保育中に行方不明となり、保育園近くの河川の砂地で意識不明の状態で発見され、その後死亡

（2）想定される事故

交通事故、段差等での転倒、遊具等での事故、虫刺され・草木かぶれ、熱中症、不審者との遭遇

(3) 事故防止対策

ア 交通事故

- ・散歩に出掛ける際は、散歩ルートの危険箇所等（交通量が多い場所、見通しの悪い交差点、歩道の狭い道路等）について事前に保護者に確認しておく。

イ 段差等での転倒

- ・子どもとできるだけ離れないようにする。怪我をした場合に備え、救急セットを持参する。

ウ 遊具等での事故、虫刺され・草木かぶれ

- ・公園に行く際は、公園内の危険箇所について事前に保護者に確認し、子どもがその付近に行かないよう気を付ける。普段行かない公園等には行かない。

※虫に刺された、草木でかぶれた場合、原因となる害虫や草木を可能な限り特定し、必要な場合は受診をする。

エ 熱中症

- ・暑い時期に出掛ける際は、できるだけ日陰で過ごす、こまめに水分補給を行う等、熱中症対策を徹底する。子どもが寝不足の日や熱中症の危険性が高い高温の日は屋内で過ごす。

オ 不審者との遭遇

- ・不審者対策として、人気の少ない場所には行かない。不審者がいた場合はすぐに離れる。

4 部屋での保育

(1) 最近の事故事例 (※保育中の事故ではない)

○千葉県での死亡事故

令和4年11月に、マンションの25階から2歳の子どもが転落し、その後死亡

○愛知県での死亡事故

令和5年3月に、マンションの7階から2歳の双子の子どもが転落し、その後死亡

○山口県での死亡事故

令和5年5月に、マンションの12階から4歳の子どもが転落し、その後死亡

○広島県での死亡事故

令和6年4月に、マンションの25階から3歳の子どもが転落し、その後死亡

○福岡県での死亡事故

令和7年8月に、マンションの6階から3歳の子どもが転落し、その後死亡

(2) 想定される事故

高所 (ベランダ等) からの転落、玩具等の誤飲、刃物等によるケガ

(3) 事故防止対策

ア 高所（ベランダ等）からの転落

- ・ベランダに出る際は、子どもの踏み台になり得るものがないか確認する。
- ・窓を開けることが多い過ごしやすい季節（5月や10月など）は特に注意が必要。

イ 玩具等の誤飲、刃物等によるケガ

- ・保育に入る前に、室内の危険箇所等（転倒の危険のあるもの、落下の危険のあるものはないか、刃物等が子どもの手の届く所にないか、誤飲しそうな小さなもの（※）はないか等）をチェックし、気付いた際は保護者に伝え、取り除いてもらう。保護者がいない時に気付いた場合は、自分の判断で取り除く。

（※）直径4 cm未満のもの、直径や対角線長が6～20 mmのものは特に注意が必要。年の離れた兄弟姉妹を同時に見る際も注意が必要。

5 万一の事故に備えて

- ・子どものかかりつけ医を把握し、必要に応じて診てもらえるようにしておく。
- ・定期的（一年に一回が望ましい）に救急救命講習を受講し、心肺蘇生法や気道内異物除去、AEDの所在の把握及び使用方法等について再確認を行い、職場全体で共有する。
- ・日頃から事故ケースごとの緊急時の対応の流れ（例：119番→心肺蘇生・応急処置→保護者へ連絡）を確認しておく。
- ・幼保総合支援室等が実施する事故予防等に関する研修に参加する。
 - 令和8年度 保健衛生研修 「基礎から学ぶ保育の安全と事故予防」（令和8年6月9日に終了いたしました。）
 - 京（みやこ）あんしんこども館主催の講習会
 - 令和8年12月12日（土） 「子どもの誤飲と転落事故」
 - 令和8年7月28日（火）、11月26日（木）、令和9年1月26日（火） 「子どもの事故防止と応急手当の必要性」について

参考資料

・教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】～施設・事業者向け 平成28年3月 厚生労働省

・救急要請ガイドブック（乳幼児施設編） 京都市消防局

～参考となる国のポータルサイト～

事故ハンドブックなど、様々な資料が掲載されていますので、適宜、御参照ください。

○ こどもを事故から守る！事故防止ポータルサイト

こどもの不慮の事故を防ぐために <https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions>